

公的研究費不正防止計画

西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下、「本学」という。）では、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日決定）を踏まえ、公的研究費の適正な取扱に関する指針第5の規定に基づき、次のとおり研究不正防止計画を策定する。

| 事 項 | 不正の発生する要因等 | 不正防止に向けた取り組み |
|---------------------|---|--|
| 運営管理体制の明確化 | 公的研究費の運用に関する認識が不足しており、その運営管理体制も明確でない。 | 公的研究費の不正使用等防止に向けた運営管理体制をホームページで学内外に公表する。 |
| 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 | 公的研究費の適正な使用のための行動規範及び研究費使用ルール等に関する意識が不足している | 公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にとってわかりやすいルールを定め、周知するとともに、定期的にルールと運用の乖離がないか、チェックする。 |
| 不正使用等の防止に向けた体的項目 | 物品等検収確認 | 発注者が納品・検収確認を行うことがある場合などでは、研究費のプールなどが発生する温床となる。 |
| | | 物品検収の事務の流れについては、学内関係者及び協力業者に周知を図る。 |
| | | 協力会社による納品した物品の持ち返りや納品の検収時における納品物品の反復使用がないか、会計課が物品の確認を行う。 |
| | | 特殊役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の検収は、明確なルールを定めて行う。 |
| | | 協力会社が検収を適正に受けていない場合等は、その実態に応じて取引停止等の適切な措置を講じる。 |

| 事 項 | | 不正の発生する要因等 | 不正防止に向けた取り組み |
|-------------------|---------|--|---|
| 不正使用等の防止に向けた具体的項目 | 物品管理 | パソコン、テレビ、カメラなど容易に換金できる物品を購入し、現金化する。 | 換金性の高い物品について適正な管理を行う。 |
| | 出張事実確認 | 旅行報告が学会出席、資料収集などの簡便な記載で処理されている。旅費の精算が旅行終了後、長期間行われていない。諸手続がルーズとなれば、カラ出張が発生する温床となる。 | 出張者が出張伺書を作成するにあたり、研究及び学会の詳細がわかるものを添付する。 内部監査部門は、無作為の抽出による出張の事実確認を不定期に実施する。 出張旅費の二重払いがないか、定期的に確認するとともに出張の事実確認は、明確なルールを定めて行う。 |
| | 謝金事実確認 | 出勤簿にある作業従事者や実施確認者の確認欄がワープロで入力されるなど、作業従事者と確認者等の実施確認が確認できない。立替払いが行われている。実施確認が確認できないと、カラ謝金の発生する温床となる。 | 作業従事者は、研究者等の指示による作業終了の都度、出勤簿を管理する部署に赴き、出勤簿に作業終了の押印をする。 内部監査部門は、不定期に作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認をする。 謝金の作業確認は、明確なルールを定めて行う。 |
| | 内部監査の実施 | 定期的・定例的な監査であれば、監査機能を果たせない。 | 内部監査部門は、不正防止計画推進部署と密接な連携を図り、不正使用等を発生させる要因を踏まえた監査計画を毎回策定し、定期及び臨時に内部監査を実施する。 内部監査部門は、監査を行った結果を取りまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。 重点的なリスクアプローチ監査を実施する。 |

| 事 項 | 不正の発生する要因等 | 不正防止に向けた取り組み |
|----------------|--|---|
| 研究費にかかる相談等の取扱 | 公的研究費に係る相談窓口が設置されておらず、研究者と事務職員の間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま執行管理されるおそれがある。 | 研究費にかかる相談等については、経費および応募等について会計課において応じる。 |
| 不正使用等に係る告発等の取扱 | 広く学内外から通報（告発）を受け付ける窓口がなく、通報者及び被告発者を保護するなどの体制が整備されていないと不正使用のリスクが増大するおそれがある。 | 不正使用等に係る告発等については、規則に基づき適正に取り扱う。 告発の方法と併せて、通報者及び調査協力者を保護するためのルールについても学内外に周知徹底を図り、その保護に十分留意する。 |
| 不正防止に関する意識の徹底 | 研究倫理講習会を実施し、昨年度は、全ての構成員が参加した。 | 「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」に基づき、研究者の研究倫理意識の高揚を図る。 公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育の受講を義務づけるとともに、理解度を把握しつつ、誓約書の提出を求める。 研究者を対象とした研究倫理講習会及びe-ラーニングを提供し、受講を義務づける。 |
| 不正防止計画の見直し | 全学的観点から不正防止に向けた対応策が計画されたところであり、ノウハウが蓄積されていない。 | 上記の項目は、公的研究費の不正使用等の防止のため当面取り組むべき措置を掲げたものであることから、今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。 計画を策定し、実行し、ふりかえりを通して問題点を洗い出しブラッシュアップを図る。 |